

令和 8 年度第 11 回（令和 8 年 9 月 1 日）庁議提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：市民生活部環境未来推進課〔内線 3373〕

1 件名

プラスチック分別収集の開始について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

本市では、令和 4 年 4 月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことから、これまでプラスチックごみの再利用等の検討を進めており、令和 6 年 5 月にプラスチック分別収集の実施について方針を定めた。

【目的】

プラスチックを資源として再利用することで、燃やせるごみの削減を図り、資源循環を促進するため、プラスチックを分別収集するもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令：☒有 □無】**

石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 17 年条例第 180 号）
 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 102 号）

【総合計画の位置付け：☒有 □無】

第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち
 第 2 節 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進

【個別計画の位置付け：☒有 □無】

石巻市環境基本計画
 基本目標 3 循環型社会の構築
 石巻市一般廃棄物処理基本計画
 第 5 節 減量化・資源化重点施策

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 7 年 12 月 容器包装リサイクル法施行
 令和 4 年 4 月 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行
 令和 5 年 7 月 令和 5 年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業採択
 令和 6 年 5 月 プラスチック分別収集の実施について方針決定
 11 月 プロポーザルにより選定した事業者と中間処理業務委託契約締結
 令和 8 年 4 月～プラスチック分別収集開始に関する住民説明会
 （令和 8 年 4 月から 5 月の実績：全 13 会場、延べ 1,433 人参加）
 （令和 8 年 8 月から 9 月に全 11 会場で説明予定）

5 主な内容**【プラスチックの分別収集の概要】**

- （1）開始時期：令和 8 年 10 月から
- （2）収集対象：容器包装プラスチック、製品プラスチック
- （3）収集頻度：週 1 回
- （4）収集曜日：別紙 1 のとおり
- （5）ごみの出し方：市のプラスチック専用指定袋に入れて集積所へ搬出
- （6）プラスチックごみ排出に係る特例措置

○特例措置の内容

中東情勢の影響を受け、プラスチック分別収集が始まる10月までに、プラスチック専用指定袋の安定供給が困難であることから、専用指定袋以外の市販の透明・半透明の袋でも、プラスチックを排出できるようにするもの

○使用できる袋

中身が目視確認できる市販の透明・半透明の袋（15L～45Lサイズ）

○使用できない袋

既存の市指定袋（緑文字の燃やせるごみ等や黄文字の雑紙）、スーパーやコンビニ等のレジ袋、黒や青色などの中身が目視できない袋、米袋、肥料袋、他自治体の指定ごみ袋など

○特例措置期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

○その他

排出の際は袋に大きくプラスチックと記載する。

燃やせるごみ等は、これまでどおり指定袋（緑文字等）で排出する。

【中間処理】

プロポーザルにより選定した事業者による保管・選別・圧縮・梱包（バール化）の実施

【再商品化】

指定法人による再商品化の実施

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

プラスチックを分別収集し、資源として再利用することで、燃やせるごみの削減を図り、資源循環の促進が図られる。

【市財政への負担（年度当たり）】

（1）中間処理業務

約84,000千円

（2）収集運搬業務

約387,000千円（特別交付税：11,060千円）

（3）再商品化業務

約20,000千円（特別交付税：8,540千円）

※製品プラスチックの収集運搬業務及び再商品化業務に特別交付税の財源措置がなされる見込み

7 他の自治体の政策との比較検討

仙台市 令和5年 4月開始（大臣認定計画による再商品化）

東松島市 令和5年10月開始（サーマルリサイクルのためプラ法対象外）

登米市 令和6年 4月開始（指定法人への委託）

女川町 令和8年10月開始予定（指定法人への委託）

亘理名取共立衛生組合（名取市・岩沼市・亘理町・山元町）

令和5年4月開始（指定法人への委託）

大崎地域広域行政事務組合（大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町）

令和6年4月開始（指定法人への委託）

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年 9月 石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：令和8年10月1日）

10月 プラスチック分別収集開始

9 その他

令和8年4月から町内会等を中心に出前講座「プラスチックの分け方・出し方」を実施

令和8年7月末現在：37団体、延べ約1,000人を対象に実施。

令和8年8月以降、9月末までに47回の申込みあり

地区別プラスチック分別収集曜日一覧（令和8年10月から）

収集区域	地名	収集曜日 ※10月から
石巻A (渡波方面)	湊町、湊西、湊東、魚町、松並、緑町、鹿妻本町、伊原津、鹿妻北、鹿妻南 伊勢町、浜松町、松原町、大宮町、長浜町、幸町、渡波町、三和町、宇田川町、万石町、塩富町、後生橋、垂水町、新成、さくら町 沢田、流留、小竹浜、折浜、桃浦、月浦、侍浜、荻浜、小積浜、牧浜、竹浜、狐崎浜、福貴浦 湊字 大門崎・滝尻・根上り松・一里塚・伊原津・天神前・立石・鹿妻・鹿妻山・筒場 渡波字 根岸前・栄田・浜曾根・浜曾根山・早坂山・転石山・山崎・西ヶ崎・卯津木花・際前・際・大林下・橋下・鹿松・新千刈・栗林・千刈田・沖曾根・沖ノ松井・上榎壇・黄金浜・浜曾根の壱・新沼・小法師・不動下・旭ヶ浦・洗井・下榎壇・念仏壇・上伊勢谷地・沖六勺・中三勺・鳥ノ巣・四勺・祝田・祝田の壱・大森・神明・梨木畑・クルミ浜・大畑・大浜・仁田山・佐須藤ヶ崎・佐須・袖ノ浜・山居	火
石巻B (中央、稲井方面)	中央、中瀬、泉町、立町、羽黒町、住吉町、千石町、鑄銭場、旭町、穀町、日和が丘、門脇町、南光町、大手町、宜山町、双葉町、山下町、不動町、八幡町、吉野町 南境、大瓜、高木、水沼、真野、沼津、沢田、井内、根岸、新栄、開成、美園 湊字 田町・藤巻・不動沢・不動沢山・葛和田山・鳥井崎・館山・大門崎山・御所入・御所入山・草刈山・牧山	木
石巻C (大街道方面)	中屋敷、新館、中浦、三ツ股、築山、大街道東、大街道西、大街道北、大街道南、清水町、新橋、田道町、錦町、西山町、末広町、南谷地、貞山、明神南、新館南、浦屋敷南 門脇字 元明神・元捨喰・明神・捨喰・浦屋敷・元浦屋敷・一番谷地・二番谷地・四番谷地・青葉東・青葉西 蛇田字 新谷地前の一部(仙石線南側)・新下前沼	金
石巻D1 (駅北・中里・蛇田方面)	駅前北通り、元倉、東中里、南中里、中里、大橋二丁目の一部(石巻バイパスの南側) 蛇田(新谷地前の一部(仙石線南側)及び新下前沼を除く。)、向陽町、新境町、丸井戸、あけぼの、茜平、わかば、恵み野、のぞみ野、あゆみ野、あけぼの北	木
石巻D2 (水押・開北・大橋・水明方面)	開北、水押、水明北、水明南、大橋一丁目、大橋二丁目の大半(石巻バイパスの北側)、大橋三丁目	月
河北A (飯野川方面)	成田、飯野川上町、飯野川仲町、飯野川本町、旧屋敷、五味、元相野谷、中島上、中島下、中野、牧野巣、皿貝、馬鞍、桃生山田	木
河北B (大谷地方面)	五十五人、鶴家、沢田崎山、川の上、二子東、二子西、二子南、後谷地、境、吉野、岩崎、飯野本地、飯野新田	木
河北C (二俣方面)	北境、東福田、大土、梨木舟渡、大森、辻堂、三輪田上、三輪田中、三輪田下	金
河北D (大川方面)	福地、横川、谷地、針岡第一、針岡第二、入釜谷	金

地区別プラスチック分別収集曜日一覧（令和8年10月から）

収集区域	地名	収集曜日 ※10月から
雄勝	雄勝全域	火
河南A	前谷地	金
河南B	北村、和渕	金
河南C	鹿又	月
河南D	須江、広渕	月
桃生A-1	寺崎、中津山	火
桃生A-2	新田、給人町、神取、高須賀	火
桃生B-1	城内・倉埵・牛田・永井	月
桃生B-2	檜崎、太田	月
桃生C	山田	木
北上	北上全域	火
牡鹿A	鮎川1区、鮎川3区	水
牡鹿B	十八成、小渕、給分、大原、小網倉	水
牡鹿C	鮎川5区、鮎川6区、新山、泊	水
牡鹿D	谷川、大谷川、鮫浦、前網、寄磯	水
網地島	網地島全域	水